

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号

「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外410名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（7）

～被ばく不安の法的評価～

令和2（2020）年2月12日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

同 弁護士 松 田 耕 平

同 弁護士 佐々木 学

目次

第1	はじめに	3
第2	被侵害利益について	3
1	放射線被ばくの客観的危険性の存在	3
2	放射線に関する法的規制	4
3	海外の専門委員会の勧告	6
4	小括	7
第3	権利侵害	8
1	権利侵害が認められる基準	8
2	原告らの権利侵害	9
3	権利侵害の結果は重大である	11
4	裁判例による裏付け	12
第4	結語	15

第1 はじめに

原告らは、本件原発事故による被ばく不安により、法的保護に値する権利が侵害されている。

この点については、既に訴状でも主張しているところであるが、本書面では、その被侵害利益の法的な権利性、及び、本件における同権利の侵害の事実について主張を補充し、被ばく不安に基づく原告らによる慰謝料請求が認められるべきことを、さらに明らかにする。

第2 被侵害利益について

憲法13条は、幸福追求権の一環として、個人の人格的生存に不可欠な権利を人格権として保障するが、かかる人格権には、生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない権利、すなわち、身体権に直結した精神的人格権も含まれる。

そして、本件においてより具体的には、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない権利が、原告らに認められる。このことは、放射線被ばくの客観的な危険性の存在と、それを前提とした法規制が日本国内でもなされていること、及び、日本国外でも放射線被ばくの危険性に関する勧告等がなされていること等から裏付けられている。

1 放射線被ばくの客観的危険性の存在

原告準備書面（5）にて詳述したように、放射線に人体が被ばくすることにより、細胞のDNAが切断される。そして、そのことによって、人間の身体には、(ア)急性障害として、食欲不振・悪心・嘔吐・倦怠感

等の初期症状にはじまり、骨髄障害、脊髄障害、消化管の障害が発生し、貧血・紅斑や脱毛・潰瘍・壊死・腹痛・嘔吐・下痢という症状が現れるとされる。さらに、数十グレイ以上の被ばくでは、中枢神経系の障害が発生し短時間で死亡するとされている（甲D105・66頁～68頁）。

また、(イ)晩発障害として、被ばくから数か月～数十年で、白血病やがん等の悪性腫瘍、白内障、老化の促進、心臓病、糖尿病も増加し、遺伝子影響（先天異常）が発生するとされている（甲D105・68頁、甲D111・57頁）。この点については、広島・長崎の原爆被爆者の原爆症認定において、1ミリシーベルト以上の被ばくをしたと推定される爆心地から半径3.5キロメートル以内において被ばくしたことが証明された場合などには、格段に反対すべき事由がない限り、がん、白血病、心筋梗塞、肝硬変、白内障などの多くの疾患と被ばくとの間の因果関係を国も認めているところである（甲D129・3頁）。

さらに、(ウ)妊娠時に被ばくした場合には、胎児に影響し、流産、小頭症の発生、発育の遅れ、精神遅滞の発生等をもたらすこともあるとされる（甲D105・68頁）。

2 放射線に関する法的規制

このように、放射線は人体にとって極めて有害かつ危険性が高いものであることを踏まえて、下記のように、日本国内でも様々な法規制が定められている。

いずれも、放射線被ばくが人体に与える危険性が大きいことから、これを扱う事業や行為について厳重な規制をかけるものである。

(1) 放射性同位元素や放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によ

って汚染されたものの廃棄などを規制することによって、放射線障害を防止し、公共の安全を確保するために、「放射性同位元素等の規制に関する法律」が制定されている。同法律では、一定の数量を超える放射性同位元素や放射線発生装置の使用・詰替え・装備についての公的機関による許可制（同法第3条第1項）や、放射性同位元素を使用、販売、賃貸しようとする者の公的機関への届出義務（同法第3条の2の第1項、第4条第1項）、放射性同位元素または放射性汚染物を業として廃棄しようとする者の公的機関による許可制（同法第4条の2の第1項）等が定められ、違反した場合の罰則（同法第51条以下）も定められている。

- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止して公共の安全を図ることを目的の1つとして、原子炉等規制法が制定されている。同法律では、核原料物質や核燃料物質を用いる事業者の公的機関による指定制や許可制（同法第3条第1項、第13条第1項、第23条第1項等）、施設における管理者の配置義務や保安規定の制定義務等（同法第12条第1項、第12条の3、第22条第1項、第22条の7、第37条第1項、第43条の3等）が定められ、違反した場合の罰則（同法第76条の2以下）も定められている。
- (3) 放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的として、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」が制定されている。同法律は、放射性物質をみだりに取り扱うことや原子核分裂等装置をみだりに操作すること等によって、核燃料物質の原

子核分裂の連鎖反応や放射線から人の生命、身体または財産に危険を生じさせた者に対して、無期または2年以上の懲役の刑事罰（同法第3条第1項）を定める特別刑法である。

- (4) また、「電離放射線障害防止規則」は、事業者は労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない（同規則第1条）とした上で、放射線業務従事者の被ばく限度などを法定している（同規則第4条以下）。

3 海外の専門委員会の勧告

さらに、低線量の放射線被ばくによっても身体に影響が及ぶ可能性について、放射線防護に関する専門的な委員会であるICRPは、1990年勧告において、「生体防御機構は、低線量においてさえ、完全には効果的でないようなので、線量反応関係にしきい値を生じることはありそうにない。」として、放射線の被ばくは低線量であっても人体に影響があることを認めている（邦訳は「国際放射線防護委員会1990年勧告」日本アイソトープ協会。1991年発行の第62項、甲D117・15～16頁）。

その上で、ICRPは、2007年勧告において、「(62)がんの場合、約100mSv以下の線量において不確実性が存在するにしても、疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している。」

「(64)認められている例外はあるが、放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は

判断している。」とするとともに、さらに、「(99)・・・約100 m s v未満の線量でも、線量が増加すると、それに直接比例して放射線に起因するがん又は遺伝影響の発生確率が増加するという仮定に基づくこととする。委員会は、・・・LNTモデルを引き続き採用することが、放射線防護の実際的な目的、すなわち、予測的状況における低線量被ばくによるリスクの管理に慎重な基盤を提供すると考える。」として、放射線が人体に与える影響について閾値は存在しないとするいわゆるLNTモデルを支持している。そして、この点は、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の見解も一致している(甲D128、甲D127・1153頁)。

4 小括

以上のとおり、(ア)低線量のものも含めて、放射線に被ばくすることは人体に重大な悪影響を及ぼすことが客観的に明らかになっていること、(イ)それを前提として、日本でも放射線に関する様々な法規制がなされており、かつ、(ウ)放射線防護に関する海外の専門委員会も被ばくの危険性に関する勧告を表明していることからすると、放射線に被ばくされないという利益は、法的にも保護されるべきものとして確立しているというほかない。

したがって、原告らには、憲法13条に基づく人格権に由来する法律上保護された権利として、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない法的権利が当然に認められているというべきである。このことは、特に、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」が、放射線によって生命・身体・財産に具体的な侵害結果を生じさせなくとも、危険を生じさせることのみ

をもって既遂犯としての刑事罰を定めていることから、一層強く裏付けられているというべきである。

第3 権利侵害

そして、かかる権利は、本件原発事故による放出放射線への被ばくによって、生命・身体に関わる不安や恐怖を原告らが生涯を感じて続けることを余儀なくされることによって、極めて重大に侵害されている。

1 権利侵害が認められる基準

前記のとおり、放射線による被ばくは、低線量による被ばくも含めて、急性障害としての骨髄障害、脊髄障害、消化管障害、中枢神経障害や、晩発障害としての白血病やがん等の悪性腫瘍、白内障、老化促進、心臓病、糖尿病、遺伝子影響（先天異常）、肝硬変、白内障、並びに、胎児に影響した場合の流産や小頭症、発育遅滞、精神遅滞等の重度な健康被害を生じる危険性を客観的に有しており、かつ、かかる重度の危険性（放射線被ばくの恐ろしさ）は、多くの医学的知見や放射線に関する規制法令、放射線に関する専門的な国際委員会による各種勧告、広島・長崎への原子力爆弾の投下やチェルノブイリ原発事故による被ばく被害に関する各種の報道や報告等を通じて、一般的に広く知られている。

このことからすれば、(a)通常の日常生活上では存在しないような大量の放射性物質を発散させる具体的な特異事象が存在し、(b)かつ、それによって生じた放射線に曝露している可能性が相当程度あると一般人をして合理的に考えられる場合には、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない法的権利が侵害されているとするのが相当である。

蓋し、放射線被ばくによる健康被害の恐ろしさが広く知られている現在の状況において、日常には存在しない事象によって大量の放射線が放出されたような特異な場合は、当該事象の発生場所との位置関係その他の具体的な事情によって、当該放出された放射線に概ね被ばくしているであろうと一般的に考えられれば、具体的客観的な被ばくの有無やその程度如何に関わらず、放射線の影響による健康被害の発生に怯え続けることを余儀なくされることは至極当然というべきだからである。

2 原告らの権利侵害

本件では、原子力発電所の爆発という大事故によって、大量の放射性物質が発散されたのであるから、通常の日常生活上では存在しないような大量の放射性物質を発散させる具体的かつ極めて特異な事象が存在していたことは自明である。

その上で、本件では、本件原発事故によって放出された放射線により、浪江町及びその周辺地域の空間線量が大きく増加していた上（甲D 86～94）、原告らの多くが、避難の過程で、同地域で一定期間を過ごしたり、通過したりしていた。その中でもとりわけ、被告東電や被告国からの情報提供の遅れにより浪江町の中でも高度の放出放射線が降り注いでいた津島地区への避難を余儀なくされた原告が少なからず存在することは看過できない（甲D 83・29～30頁、56頁、61頁、甲D 84・171～186頁、同203～204頁、甲D 91～92、甲D 95～97、甲D 99、甲D 132）。

一方、本件原発事故後の新聞でも、浪江町やその周辺地域で高い放射線が検出されている事実や、福島県内の人が具体的に被ばくしていることが明らかになった事実、県内の水道水や牛乳・野菜等の産物から放射線が検出されている事実等が報道された（甲D 86、甲D 146～14

8、甲D150～152、甲D165、甲D166）。

さらに、福島県では、平成23（2011）年6月27日から、浪江町民の約1割に当たる妊婦や子どもを対象に、内部被ばく検査を先行実施し、同年10月11日から、18歳以下の県民を対象に甲状腺（超音波）検査を先行実施した（甲D158）。浪江町では、町民の内部被ばく検査を行うとともに、平成25（2013）年1月29日から震災時18歳以下の町民を対象に染色体検査も実施している（甲D159、甲D160）。加えて、裁判所による被災地の現地視察の際には、平成30（2018）年に至っても、全ての裁判官らが白い防護服を着用していた（甲D161～164）。

このように、(ア) 県内の各所において放射線量が高まっており、それによる被ばくや健康被害の事実がある中で、(イ) 本件原発事故によって実際に空間線量が大きく増加した地域に原告らの多くが避難を余儀なくされていたことに加えて、(ウ) 国や県や町などの公共団体が放射線による健康被害を憂慮した上での避難指示の発令や検査を実施していること、(エ) 裁判所という公的機関において事故後から8年以上が経過してもなお被災地における放射線被ばくの危険性を考慮した上での防護服の着用を実施していることからすれば、原告らについては、本件原発事故によって放出された放射線に被ばくしている可能性が相当程度あると一般的に考えられるというべきである。なぜなら、実際に本件原発事故によって放射線量が高くなっている地域への避難を行い、そこでの飲食等も行っていたことに加えて、公共の団体が高い放射線量の存在を前提とした指示や検査、防護措置をとっているのであれば、防護服もないままの避難を余儀なくされてきた原告らが本件原発事故によって放出された放射線に相当程度曝露したであろうと考えることは、一般的に極めて合理的だからである。

したがって、本件では、本件原発事故によって、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない原告らの法的権利が侵害されていると認められる。

3 権利侵害の結果は重大である

そして、このような原告らが、現実には、自らや家族（特に子ども）に被ばくによって将来に健康被害が生じることに対して強い不安や恐怖感を抱いていることは、令和2（2020）年1月30日付け原告ら準備書面（6）の第3及び第4にて詳述したとおりである。

具体的には、原告らには、(a)線量が高かった避難先の津島地区で自らや家族が雨の中で散歩や作業をしたり、遊んだり、雪で顔を洗ったりしたため、被ばくに対する不安を強く感じている者、(b)線量が高かった津島地区で牛乳や井戸水・雪解け水、地元の米や野菜等を飲食したことから内部被ばくに強い不安を抱いている者、(c)自宅周辺の土地や自動車、当時かぶっていた帽子、近所からもらった山菜類などが高線量となっていることを線量計で実際に確認し、被ばくの恐怖を覚えている者、(d)避難当時、警察官や消防隊員、自衛隊員が防護服を着ていたことを目撃し、防護服を着ていなかった自分や家族の被ばくを不安に思っている者、(e)医師から放射線を理由に県外への避難を勧められて不安を感じている者、(f)自らの体調悪化を放射線被ばくと結びつけて考えてしまい不安になる者、(g)実際に家族に甲状腺がんが発症した者、(h)故郷（自宅）に戻りたいという強い思いはありながら、被ばくに対する恐怖からもう二度と戻ることはできないとあきらめている者などがおり、様々な形で放射線被ばくに対する恐怖を実感し、不安を感じている。

以上の事情からすれば、原告らが放射線被ばくによって感じている不安や恐怖は、極めて深刻かつ甚大というほかない。その上で、原告らが一生涯、いつ発症するか分からない放射線被ばくによる影響に対する恐怖や不安から解放されることなく、怯えながら生き続けることを余儀なくされることに鑑みれば、上記の権利侵害の結果が、極めて強度かつ甚大であることは、明白である。

4 裁判例による裏付け

ところで、本件において、原告らの、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない法的権利が侵害されており、かつ、その侵害の結果も重大であることは、他の裁判例からも明らかである。

(1) 仙台地裁平成4年2月28日決定は、住民には人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があるとした上で、産業廃棄物の間を通過した地下浸透水に健康を損なう物質とされているものが含まれたり、汚れや異常な臭気を伴うと、飲用・生活用水に供することができないか、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用水に供するのが不適當な状態になる蓋然性がある旨を示して、産業廃棄物最終処分場の使用操業の差し止めを認めた。同決定は、汚染された水によって健康を損なうことへの不安や危険を防止することの法的な必要性を認めたものであり、健康に対する不安や恐怖を、看過し得ない権利侵害として認定したものと評価しうる。

(2) 大阪地裁平成10年7月29日判決は、原告が購入した土地建物

に、宅地造成規則法施行令に違反するところがあり、そのために基礎構造や軸組構造に瑕疵が生じていたという事案において、「将来母を引き取って同居するために待望のマイホームを購入したのに、購入当初から建物欠陥に悩まされ、擁壁がいつ倒壊するかと思うと到底安心して生活できず、その心労は計り知れない。」との原告の主張に対して、「両親を引き取る予定で土地建物を購入したのに、入居当初から様々な瑕疵に悩まされ、両親を引き取ることもできず、建物が倒壊するかも知れないという不安を感じながら今日に至っている」旨を判示し、慰謝料の支払いを認めた。同判決は、「不安感から安心した生活ができない」ことを、法的に慰謝されるべき被害として認めたものと評価すべきものである。

- (3) 大阪地裁平成12年9月27日判決は、原告が新築建売住宅を購入したものの、建物に構造性能及び防火性能の点で建築基準法に違反して安全性を欠いている欠陥が認められた事案において、「建物が法令等に違反する建物であると知り、多大な精神的打撃を受け、また、建物への居住の継続により倒壊の恐れへの不安に脅かされている。」との原告の主張に対して、「建物には、構造性能・外壁防火性能上の著しい欠陥があり、いつ何時原告とその妻及び幼い2人の子供ら家族の生命身体に重大な被害をもたらすかもしれないとの不安を抱きながら、居住を継続しているのであって、現に、建物入居後、台風の際などに建物の揺れを実感している」旨を判示し、慰謝料の支払いを認めた。同判決も、生命身体に対する危険や不安によって平穏な生活を害されることを、法的に慰謝されるべき被害と認めたものと評価しうる。

(4) その他、周辺住民の生命・身体・財産や平穏な生活を営む権利等に受忍限度を超える被害が生じる蓋然性を認めて暴力団事務所の使用差止を認める多数の裁判例も、要するに、暴力団事務所の存在による不安感を、看過し得ない権利侵害として認めて、法的な予防の必要性を認めたものと評価しうる。(京都地裁平成29年9月1日決定、東京地裁平成24年9月25日判決、和歌山地裁平成10年8月10日決定等)

以上から明らかになるのは、生命や身体に対する具体的な侵害が生じていなくとも、その恐れや危険性に対する不安を感じて生活することを余儀なくされたことをもって、法的に慰謝されるべき被害として裁判上認めている例が複数存在するということである。

そしてこのことから、本件においても、本件原発事故によって、原告らが将来にわたって健康不安を抱えながら生活することを余儀なくされていることについては、相当な額による慰謝料請求が認められるべきことが強く裏付けられるというべきである。蓋し、(ア)放射線が人体に与える悪影響は、細胞のDNA破壊に由来するもので、低線量の被ばくであっても、がんや白血病を含む極めて重篤な疾患の原因となり、死亡結果をも招来する極めて重大で恐ろしいものであること、(イ)放射線被ばくによる人体への悪影響の恐ろしさは、さまざまな規制法令が定められるほどに、一般的に広く認知されていること、(ウ)原告らが実際に様々な形で放射線被ばくに対する恐怖を実感し、自らや家族(特に子ども)の放射線被ばくによる健康影響に不安を感じていること、(エ)放射線被ばくの影響は、被ばく当時に生じるのものみならず、数十年後に生じるものもあるため、原告らは、一生涯にわたって、自らや家族の生命・身体への悪影響に対する不安から解放されることがないこと、(オ)国や県な

どの公共団体も本件原発事故からの放射線被ばくによる健康被害に配慮した措置をとっていること等の事情からすれば、前記の裁判例で予防や慰謝料請求が認められた不安の程度や期間と比較しても、本件原発事故によって原告らが感じている健康不安のほうが、より一層強度かつ長期間にわたるものであることが明らかだからである。

第4 結語

以上のおり、本件原発事故により、原告らの放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない法的権利が侵害され、かつ、その結果、健康不安により原告らが極めて重大な精神的苦痛を被っていることは明らかである。

以 上